

自主的避難等対象区域（伊達市）において農業（ぶどう、あんず、柿等）を営む申立人の風評被害に伴う営業損害（令和2年分）について、対象となる品目の原発事故前からの販売価格の下落額を算定するに当たり、直接請求手続においては、原発事故前と令和2年とで当該品目の出荷先が異なる場合には、その品目について事故前に販売実績があったとしても、販売実績がないものとして市場単価に基づき事故前の単価が推計されていたところ、この算定方法を見直し、事故前と令和2年とで当該品目の出荷先が異なる場合でも、その品目についての事故前の別の出荷先への販売単価を事故前の単価とし、これと令和2年の販売単価との差額（下落額）に令和2年の販売数量を乗じた額（ただし、原発事故からの時間の経過を考慮し影響割合6割を乗じたもの。）が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	金額	期間
営業損害（杏の風評被害による逸失利益）	45,672円	自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日
営業損害（ぶどうの風評被害による逸失利益）	1,131,013円	自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日
営業損害（柿の風評被害による逸失利益）	172,169円	自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日
合計	1,348,854円	

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金1,348,854円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 確認条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年10月20日

(仲介委員 大島 やよい)